福井県嶺南地域流域検討会規約

（目　的）
第１条
　福井県嶺南地域流域検討会（以下「検討会」という）は、福井県嶺南地域の県管理河川における河川整備基本方針や河川整備計画の策定および変更にあたり意見を述べること、また、河川整備計画の点検にあたり意見を述べたり報告を受けることを目的とする。

（構　成）
第２条
検討会は、福井県土木部長が依頼する委員によって構成する。
委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会　長）
第３条
検討会は、委員の互選により会長を置く。
２　会長は検討会を代表し、会務を統括する。
３　会長に事故あるときは、会長が予め指定する委員が職務を代行する。

（検討会の運営）
第４条
検討会は会長が必要と認めるとき開催する。また、会議の議長は会長がこれにあたる。
２　検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
　なお、委員の代理出席は認めない。
３　検討会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
４　検討会は、検討会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。
５　検討会は、必要に応じ委員以外の者から意見を聴取できる。

（情報公開）
第５条
会議および会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。
２　検討会の審議内容については、原則として公表することとし、その決定は検討会が行う。

（事務局）
第６条
検討会の事務局は、福井県土木部河川課、および対象地域を所管する土木事務所に置くものとし、検討会の指示により事務を執り行う。

（雑　則）
第７条
この規定に定めない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。

（附　則）
第８条
この規定は、平成１４年１２月２５日から施行する。
この規定は、平成２６年３月１８日から施行する。